

平成20年度 第1回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成20年4月25日（金）午後6時00分～7時00分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

【委員】 向田直範、矢吹徹雄、酒井哲夫、植松美由紀、村上岑子

【諮問課】 建設水道部管理課管理担当主査 野宮英明、
建設水道部管理課管理担当主任 佐々木勇次、
市民生活部国民健康保険課長 高野省輝、
市民生活部国民健康保険課国保運営担当主査 宮野透、
保健福祉部総合保健福祉センター高齢者支援課長 澤田茂明、
保健福祉部総合保健福祉センター高齢者支援課
介護・高齢担当主査 森本栄樹、
財務部税務課市民税担当主査 蛭田茂久、
財務部税務課資産税担当主査 石澤強

【事務局】 総務部長 吉田保雄、総務部情報推進課長 椿原功、
総務部情報推進課文書・統計担当主査 西澤保人

傍聴者 0名

議 題

【諮問】

- （1）市道における落雪等事故防止啓発活動のため個人情報利用について
- （2）特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について
- （3）百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供について

【報告】

平成19年度石狩市情報公開・個人情報保護法実施状況

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 各諮問における説明資料
- ・ 平成19年度石狩市情報公開・個人情報保護法実施状況報告書

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会、会長・副会長選任

【椿原課長】 それでは、平成20年度 第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

始めに、審査会委員、全員再任でございますが改めてご紹介させていただきます。

向田直範様 北海学園大学法学部教授をされております。

矢吹徹雄様 矢吹法律事務所所長をされております。

酒井哲夫様 税理士をされております。

植松美由紀様 株式会社 FM北海道に勤務されております。

村上岑子様 人権擁護委員をなされております。

続きまして正・副会長の選任の件ですが、選考についてご意見を受け賜わりたいと思います。

【吉田部長】私の方から申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)・・・それでは会長に「向田委員」、副会長「矢吹委員」にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、事務局の方は従前どおり変更がない旨申し添えいたします。

【向田会長】私より一言ご挨拶を申し上げます。又、4次と言う事で引続き同じメンバーで審査会を構成しますのでよろしくご協力願います。本日は、数件の案件がありますので、テキパキと進めていただくようご協力願います。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

○議事

【椿原課長】それでは、配布資料の確認をいたします。

会議次第で、先に送付してございます「市道における落雪等事故防止啓発活動のための個人情報利用について」の諮問書の写しと資料、「特定検診に伴う所得状況の利用及び提供について」の諮問書の写しと資料。平成19年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について。また、今日、配布いたしました「百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供について」の諮問書の写しと資料」でございます。

以上の書類です。諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

はじめに、「市道における落雪等事故防止啓発活動のための個人情報利用について」でございますが、建設水道部管理課よりご説明いたします。

つぎに「特定検診に伴う所得状況の利用及び提供について」でございますが、市民生活部国民健康保険課よりご説明いたします。

つぎに、「百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供について」でございますが、保健福祉部総合保健福祉センター高齢者支援課よりご説明いたします。

その他、報告事項として、平成19年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましては、わたしからご説明いたします。

【向田会長】それでは、市長からの諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○諮 問

【向田会長】 それでは、諮問をおねがいします。

吉田部長諮問書を朗読（諮問 3 件）

石建管第 32 号

平成 20 年 4 月 25 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

市道における落雪等事故防止啓発活動のため個人情報利用について（諮問）

本市道については、道路境界に近接した建築物からの落雪が増加する傾向にあり、道路利用者が安全に通行できるよう、広報紙などを通して「雪下ろし」などの啓発活動を行っているところです。

近年は、ライフスタイルの多様化に伴い夏期に限定してお住まいの方や高齢のため居住地を変更された方など、冬期間において不在居住者の増加傾向が見られることから、自己所有物の管理が行き届かない地域が見受けられるため、これら不在居住者への啓発活動が懸案事項となっていたところであります。

市としては、落雪等の事故を未然に防止するほか、自己所有物の適正な管理を不在居住者に促すため、石狩市税条例第 54 条第 2 項（昭和 29 年 11 月 12 日条例第 20 号）に基づく、納税義務者の氏名、住所を利用し、落雪等に係る啓発活動を図って参りたいと考えております。

つきましては、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき貴審査会に諮問致します。

記

1 個人情報内容

① 対象者

石狩市内に建築物を所有し、冬期間において不在居住者となっている者で居住地が不明な者。

② 情報内容

納税義務者の住所、氏名（漢字・カナ）、郵便番号

石国保第 45 号

平成 20 年 4 月 25 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について（諮問）

本市の国民健康保険事業は、これまでも市民の健康の保持と増進を図るため、収納率の向上や保健事業の充実に努めてきたところであります。

国においては、超高齢社会を迎え、国民皆保険を堅持するとともに、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、医療制度等の改革が進められており、その一環として、平成20年4月から、医療保険者に対して特定健康診査・特定保健指導事業の実施が義務化され、中長期的に医療費の伸びを適正化することが目標とされました。

本事業を実施するにあたり、特定健康診査受診者負担金の算定、特定健康診査受診券作成及び国への補助金申請業務について、国保連合会が所有する特定健康診査等データ管理システムの使用により行なうこととしております。業務の実施にあたり、市民税課税状況データの利用が必要なことから、課税状況データの目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問致します。

記

1 個人情報内容

① 対象者

国民健康保険被保険者

② 情報内容

保険者番号、被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日、男女区分、個人番号、被保険者氏名（カナ）、被保険者氏名（漢字）、郵便番号、住所、住民税課税状況（課税・非課税・上位所得者・一般・一定所得以上・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ・一定所得以上経過措置、一般経過措置）

石 高 齢 第78号

平成20年4月25日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供について（諮問）

市では、平成12年から長寿を祝福するとともに社会に貢献した労をねぎらい、市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とした長寿祝金制度（古希・喜寿・米寿・白寿・百歳の到達者及び百歳以上に対して祝金を支給する制度）を実施して参りましたが、昨今の平均寿命の延伸や高齢化率の上昇など、今後の高齢社会の進展を鑑み、3ヵ年の段階的な経過措置を講じ、平成19年度をもって制度を廃止したところであります。

しかしながら、百歳の高齢者に対しては、人生100年という大きな節目の年齢であること

を勘案し、その長寿に対する祝金を支給する「百歳長寿祝金支給制度」を新たに創設しました。

このため、本制度の事業実施に当たり、対象者である百歳到達者の情報提供が必要なことから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき諮問いたします。

記

1 個人情報内容

① 対象者

基準日（毎年9月1日）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に継続して6月以上記録されている又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録原票に継続して6月以上登録されている者であって、100歳に到達しているもの

② 情報内容

対象者の氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、住定日

【向田会長】 それでは、事務局より説明を受ける前に資料精査のため若干時間をおきます。・・・よろしいですか。それでは1つ目の諮問内容を説明して下さい。

【建設水道部管理課】 建設水道部管理課の野宮です。それでは、私からご説明いたします。

石狩市では広報誌を通じて屋根からの落雪に関して注意を促す啓発を行っております。

近年は社会の高齢化なども影響しているのでしょうか、冬期間には居住者が不在となる住宅も多く見受けられます。そのような居住者不在の住宅、倉庫、物置などでは屋根の雪に関して適正に管理されていない状況が発生しております。

時期としましてはだいたい2月下旬から3月にかけて、建物の屋根に溜まった雪が屋根の勾配により道路内に落下しまして歩行者や通行車両を巻き込んだ事故が起きる恐れがございます。

また、厚田区・浜益区では空き家が多い上に道路幅が4～6m程度の狭い箇所も多く、道路が通行止めとなることもあります。

お示ししました写真をご覧ください。上の写真は居住者不在の住宅で歩行者専用道に面しています。下の写真は道路沿いの物置です。

これらの状況から、屋根の勾配などにより道路に落雪の恐れのある居住者不在の建築物所有者に自己所有物の適正な管理をお伝えするため、石狩市税条例第54条第2項に基づく納税義務者の住所・氏名の情報から、落雪に係る啓発を図って参りたいと考えております。

よって、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき諮問いたします。

【向田会長】 事務局からの1つ目の諮問内容の説明が終わりましたので、ただいまの説明について質問を受けますが対象者は何名くらいになりますか。

【野宮主査】 概ね30世帯数くらいになると思います。

【向田会長】情報内容については、記載のと通りの納税義務者の住所、氏名（漢字・カナ）、郵便番号ということですね。

【向田会長】それでは目的外利用ということで質疑を受けます。
（質疑応答）

【村上委員】これはどのような形でやりとりをされるのですか、また、対象者はどのように把握しますか。

【野宮主査】屋根の形状などを見て明らかに必要と思われる方に早めに雪下ろし、雪止めの設置をお願いするため依頼するものです。

【村上委員】郵送するのですか。不在居住者ということで、何時、どのようにお知らせをするのでしょうか。

【野宮主査】郵送になります。夏の間に屋根の形状を確認しまして危険なところをパトロールすることにより把握し、居住の確認した上で、初冬に不在の方にお知らせすることになります。

【向田会長】今までに事故などはありましたか。

【野宮主査】事故はありませんが通行止めになったことはあります。

【酒井委員】道路に関して事故がありましたら市へ損害賠償のことにもなりかねませんね。

【村上委員】生活をしている者、道路を利用する者にとっては大変大事なことだと思います。また、大変な手間もかかるとはと思いますが、お知らせをするまでの何段階の判断は市がするのですね。

【向田会長】よろしいですか。それでは、この案件は必要とのことで諮問してよろしいですか。

【全委員】異議ありません。

【向田会長】それでは2件目の特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供についての案件に移りたいと思います。

【向田会長】2つ目の諮問内容を説明して下さい。

【宮野主査】市民生活部国民健康保険課国保運営担当主査の宮野です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、国民健康保険課から、「特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供に」に関する資料の説明をさせていただきます。

本市が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施する特定健康診査については、受診者に対して受診者負担額を設定徴収して行なうこととしております。受診者負担額の設定に関しては、国民健康保険における保険給付事業において住民税の課税世帯・非課税世帯の別により高額療養費等給付内容を決定していることなどを勘案しまして、特定健康診査受診者負担額設定においても住民税課税・非課税の別により負担額の設定をすることが適正であると判断したところでございます。また、特定健康診査受診率の向上等を勘案し、各受診者の負担額決定については、住民税の課税情報の利用が不可欠です。

受診者が支払うべき負担額は、特定健康診査受診券に記載し、受診者本人への負担額の通知及び健診実施機関における事務の円滑化を図ることとしております。受診券の作成については、北海道国民健康保険団体連合会所有の特定健康診査データ管理システムを活用して行うことから住民税課税情報の提供が必要となります。提供する住民税課税情報の内容は、国民健康保険課にて高額療養に関する判定基準として用いている課税・非課税・上位所得者・一般・一定所得以上・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ・一定所得以上経過措置、一般経過措置を用いることとなります。

その他、厚生労働省では、特定健康診査等事業に関し補助金を設けています。算定に関する省令をまだ出していませんが、特定健康診査等助成基準額については世帯区分における課税・非課税の別を補助金算定の基本的な考え方としております。

国保が保有する高額医療に係る課税情報（課税・非課税・上位所得者・一般・一定所得以上・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ・一定所得以上経過措置、一般経過措置）により判定するというのがその内容となっております。

このようなことから、国への補助金申請業務に関しても、住民税課税情報に利用が必要となります。

国への補助金申請につきましては、北海道国民健康保険団体連合会の特定健康診査等データ管理システムを利用し申請業務を行うこととしております。

以上で説明を終わります。「特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供に」に関し、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

【向田会長】有難うございました。諮問 2 件目の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。

（質疑応答）

【酒井委員】一つよろしいですか。別紙の助成基準額ですが、一般世帯と非課税世帯の世帯では非課税世帯の方が助成金が多いと言う意味ですね。

【宮野主査】金額の差につきましては、自己負担額を差し引いた金額を助成となります。非課税世帯につきましては自己負担額が低めに設定されておりますのでそのようになります。

【村上委員】個別方式と集団方式の検診の形態は今までもあったのでしょうか。

【宮野主査】個別の方式というのは、市内の各医療機関に委託をしまして、受診される方が直接申し込みをしていただき受診をしていただく方式でございます。集団方式と言うのは石狩市の場合は、対がん協会に委託をいたしまして検診のバスをりんくるに来ていただき、一ヶ所で申し込みをしていただき検診を受けていただく方式となっております。石狩市におきましても、両方の受診を従来から実施しているところでございます。特定検診につきましては、平成 20 年度から実施されるもので項目は同じでございますが、集団で検診を受けるため所得に応じて自己負担額が変わることになります。

【矢吹委員】集団検診と個別検診とでは金額は違うのでしょうか。

【高野課長】基本検診が平成 20 年度から新たに特定検診に形態は変わりますが、国により単価が設定され助成額は変わりますが、集団で検診を受ける方も、個別で受ける方も基本料金は同じに設定しております。

【矢吹委員】非課税世帯と一般世帯では自己負担が違うのですね。

【村上委員】運営方法については各自治体同じと仰うことですね。

【矢吹委員】止むを得ない事と思いますが、受診券で所得の状況が診療機関でわかるということは少し気になりますね。

【向田会長】所得状況がわからなければ自己負担額が決定できないとのことですね。

【向田会長】よろしいですか。それでは、この案件は認めたいとのことで諮問してよろしいですか。

【全委員】異議ありません。

【向田会長】それでは 3 件目の百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供についての案件に移りたいと思います。

【向田会長】では、諮問内容を説明して下さい。

【澤田課長】私、高齢者支援課長の澤田と申します。よろしくお願いいたします。今回、諮問いたしました百歳長寿祝金支給事業につきましては、市では昭和 47 年から敬老祝い金という年金制度がありまして、70 歳以上の方全員に毎年年金を支給しておりました。

約、4,000 人以上の方に毎年支給していたところですが、平成 12 年から高齢化が進んできたということで、いわゆる節目年齢、古希、喜寿、米寿、白寿、百歳の節目の方を対象に支給していた長寿祝い金制度を行い、1,000 人以上の方に支給していたところですが、しかし、また、更なる高齢化が進んできたこともあり、市で様々な事務事業の見直しという事もありまして、19 年度、本年 3 月を持ちまして制度の廃止が一旦決まったところでありますが、昨年度に条例自体の制度を廃止したのですが、制度として 100 歳のみは残してはどうか、という事で制度自体を改めまして 100 歳という肩書きを付けまして 100 歳長寿祝い金支給事業という制度を 20 年度から創設させていただきました。20 年度の対象者に致しましては、9 月 1 日現在での対象者としませんが予定として、今年度 13 人ということで想定しております。支給金額につきましてはお一人 5 万円でこれを支給時期にお配りする予定です。そのため、改めまして、地域情報としまして 100 歳の到達の方の住所・氏名・年齢等の情報提供のため諮問いたします。

【向田会長】ありがとうございます。対象者は 13 人ということで、5 万円を祝い金として支給したいということですね。このため、住民基本台帳の情報を提供させていただきたいとのことですね。

それでは、ただいまの説明に質問がございましたらどうぞご自由に。

【酒井委員】この制度は 100 歳になった時の 1 回限りですね。

【澤田課長】そのとおりでございます。

【植松委員】ちなみに、90 歳以上は今の段階で何名ですか・・数値が無ければ結構です。

【向田会長】それでは、特に異議はないとのことで諮問どおり、認めることと致します。

○その他

【向田会長】それでは、報告事項についてお願いいたします

【椿原課長】私からその他、報告事項として、平成 19 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、ご報告させていただきます。

まず、情報公開制度でございますが、整理番号 1 番、2 番につきましては建築計画概要書の 2 面、3 面の開示請求でございます。

いずれも、全部開示でございます。

3 番につきましては、記載の件名、内容でございますが該当がなかったところです。

4 番から 7 番につきましては、記載の件名、内容でございますが全部開示でございます。

8 番につきましては、個人情報を伏せた上で一部開示でございます。

9 番につきましては、利用料金申請書・承認書の請求で全部開示でございます。

10 番につきましては、該当なかったところです。

11 番、12 番、13 番につきましては、記載の件名、内容であります但全部開示でございます。

つづきまして、個人情報保護制度でございますが、

1 番の健康診断結果の写しの交付でございますが申請者が本人により全部開示でございます。

2 番の市で交付した軽自動車申告書の写しの請求につきましては、一部個人情報を伏せ、一部開示でございます。

3 番の診療報酬明細書の写しの交付でございますが申請者が本人により全部開示でございます。

以上で、平成 19 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況のご報告といたします。

【向田会長】ありがとうございました。今後、建築関係の法人等による申請はどうでしょうか・・

【椿原課長】業者の方が定期的な調査という形で情報開示を求めるケースが多くなると思われます。

【向田会長】1 番から 5 番ですか。

【矢吹委員】5 番は違いますね。

【椿原課長】 5 番は花川南小学校の地盤調査でございます。

【向田会長】 10 番については、どうして議事録が無かったのでしょうか。

【椿原課長】これについては、自由討論ということで議事録が無かったところです。

【村上委員】ワークショップ形式ということで、検討会を積み重ねる方法は良いことですが、議事録をとる対象とならないということですか。

【椿原課長】とってはいないですね。ワークショップの場合は。条例、要綱に定まってないこともあり、自由にディスカッションすると言う事もありますので。

【村上委員】とってはなくとも、この討論は今後、生きてくるのですね。

【矢吹委員】このような場合は、まとめだけ作るのですね。

【椿原課長】まとめについては公開になります。

【矢吹委員】建築概要書の 2 面、3 面には何が記載となっているのですか。

【吉田部長】建築計画の概要書ですが、裏面に施設配置、建物確認の施設配置と都市計画ごとの記載事項がありまして、それが記載されております。

【向田会長】その他、報告について何かありますでしょうか。

【向田会長】特になければ、答申に入りたいと思います。

＝答 申＝

平成 20 年 4 月 25 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成 20 年 4 月 25 日付石建管第 32 号をもって諮問のありました、市道における落雪等事故防止啓発活動のため個人情報利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

＝答 申＝

平成 20 年 4 月 25 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成20年4月25日付石国保第45号をもって諮問のありました、特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

＝答 申＝

平成20年4月25日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成20年4月25日付石高齢第78号をもって諮問のありました、百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉会

【向田会長】

今日の予定していた議題・報告は、以上のとおりです。

【向田会長】

以上で今日は終わります。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成20年5月27日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 _____ 印

会 長 向 田 直 範

平成20年4月25日付石国保第45号をもって諮問のありました、特定健康診査等実施に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

＝答 申＝

平成20年4月25日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成20年4月25日付石高齢第78号をもって諮問のありました、百歳長寿祝金支給事業における交付対象者把握のための個人情報提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉会

【向田会長】

今日の予定していた議題・報告は、以上のとおりです。

【向田会長】

以上で今日は終わります。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成20年5月27日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 _____ 印